

エコマークにおけるマーク表示の現状と課題

2. エコマークを普及・啓発・周知する媒体・

	消費者	事業者	中立者	備考	実施対応
ロゴによる直接的な訴求					
認定商品	◎	◎	-	マーク表示の促進	H22年度
シンボルマーク	○	○	◎	→昨年度のエコマーク「アクション・パネル」でも確認した重要テーマ	
制度運営上での契機					
類型設定	○	○	○	限定された人	
基準策定	○	○	○	限定された人	
認定審査	-	○	○	限定された人	
監査	-	○	-	限定された人	
媒体・手法					
エコマークニュース	○	○	○	比較的多数、限定された属性	
HP	○	○	○	不特定多数、実際は限られた階層	H22年度
メルマガ	○	○	○	比較的多数、限定された属性	
環境展等への出展	○	○	○		
G法説明会への同行	○	○	○	限定された人	
講演会の開催	○	○	○	限定された人	H22年度
顕彰・表彰		○		限定された人	H22年度
小売パイロットにおける消費者モニター	○				
その他					
依頼講演、依頼原稿	○	○	○	限られた階層	随時
業界内ロコミ	-	○	-		

4. 事業実施要領等の規定におけるマーク表示に関する取り扱い

事業実施要領
11. エコマーク使用規定
エコマーク使用契約を締結した方は、別に定める「エコマーク使用規定」を順守するとともに、所定のエコマーク使用料を財団法人日本環境協会に支払うものとします。

→エコマーク使用規定
第3条(エコマークの使用の方法)
エコマークの使用に当たっては、別添の「エコマーク使用の手引」を遵守して下さい。

→エコマーク使用の手引

→エコマークの下段の表示(環境情報表示)について

- エコマーク使用の手引←注:この「使用」は、表示と言い換え可能
 1. エコマークのデザイン
 2. エコマークの使い方
 3. 上・下段の文字表示の方法
 4. エコマーク商品であることの呼称の使い方
 5. 特殊な商品についてのエコマーク使用
 6. 広告・宣伝活動における表示
 7. エコマーク使用におけるエコマーク認定番号、使用契約者名などの表示方法
 8. 問い合わせ先
- エコマークの下段の表示(環境情報表示)について
 1. エコマーク上段および下段の文字の使用書体および色
 2. ロゴマークの大きさおよび下段
 3. 下段文字の文字数と文字ボックスの関係
 4. 使用例の特例

これらのマーク表示のルールに規定される、具体的なマーク表示の現状は？
→運営委25-4-4「エコマーク商品に対するマーク表示の仕様」

海外のタイプ I 環境ラベルのマーク表示の現状は？
→運営委25-4-5「海外のタイプ I 環境ラベルにおけるマーク表示の現状」
[結論]エコマークのように詳細な環境情報を表示するラベルは他にない。

1. 事業の目的とマーク表示

エコマーク事業実施要領

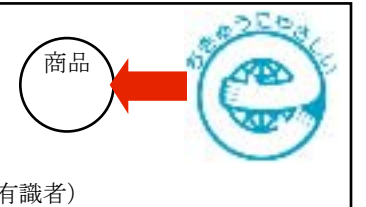
2010年4月
財団法人日本環境協会

第1章 総則

1. エコマーク事業の目的

エコマーク事業は、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の低減など、環境保全に役立つと認められる商品(製品およびサービス。以下同じ)に「エコマーク」を付けることにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、持続可能な社会の形成に向けて消費者ならびに事業者の行動を誘導していくことを目的とします。

- 第一者(供給者)
↑ ↓ 販売・購入
- 第三者(購入者)
- 第三者(中立者);
行政・学識者・有識者)



3. 表示できる者、表示対象、表示す

エコマーク等の表示 ○:OK, ×:NG

1) 使用契約者でなければ表示できない。(注)

2) 表示対象

	使用契約者	販売者等
商品	○	×
パッケージ	○	×
カタログ	○	○
ホームページ	○	○
広告	○	○

① 使用契約者の意志・意欲

② 表示対象商品等

③

→運営委25-4-2「『エコマーク表示』アンケートの結果について」
[結論] 商品へのマーク表示の現状と認定取得事業者の意識を調査。事業者の負担感、右記の制約条件と抑制条件に収斂する。

消費者
多くの消費者は、関心の喚起が必要な状態(?)

制約条件
・表示場所、表示面積
・表示の規格(約束事)
・販売サイクルと認定審査
抑制条件
・表示に求められる正確性、厳格性
～不正表示の懸念
・コスト大、メリット小
(コストパフォーマンス)

(注) 以下の例では、最終製品での認定取得が必要。

- ① 素材(中間製品)、部品が認定された商品を加工した製品へのエコマーク表示
- ② エコマーク認定商品をOEM商品とし供給された商品へのエコマーク表示

→運営委25-4-3「認定基準に記載された環境情報表示の内容の現状」
[結論]商品類型の特性に対応して、かつ同一商品類型でも複数の適用範囲に対応して、きわめて多様な表示内容が存在する。

要素	基本情報	製品環境情報	契約関連
	ロゴ=マーク+上段	下段の表示 環境情報表示	
要素		・商品類型単位の大括りの環境情報 ・個々の認定基準に規定	認定番号 00 000 000 使用契約者名
趣旨目的	事業の目的を端的に示すシンボル	①消費者への情報提供 ②「ちきゅうにやさしい=環境にいい」に係る優良誤認の回避	トレーサビリティ
備考	マークと上段の表示は一体であるとしている	・基準項目を網羅せず ・使用契約者がアピールしたい内容との不一致	片方だけの表示は不可→両者あるいはどちらか片方

- 参考にするべき知見の集積
- ① 公正取引委員会
・環境保全に配慮した商品の広告表示に関する調査報告書(H13年3月)
・公正取引委員会→消費者庁に移行(直近の接触はH22年2月、9月)
 - ② エコマーク表示に関する検討会報告書(H13年12月)
 - ③ 環境省「環境表示ガイドライン」(H20年1月、H21年11月改定)
 - ④ エコマーク有識者、⑤ エコマーク事務局の蓄積

マーク表示方法に関する「規格」(「てびき」)におけるマーク表示に関する説明

III. エコマークの表示方法

項目	ページ
1. エコマークの使用権	P39
2. エコマーク表示のイメージ	P39
A. 下段の表示の場合	
B. 環境情報表示の場合	
3. エコマーク下段の環境保全上の効果に関する表示	P39
4. エコマークロゴの色	P40
5. 文字のフォント	P40
6. エコマーク表示の最小サイズ	P40
7. エコマーク認定番号、使用契約者名などの表示	P40
8. エコマーク表示に関する注意点	P41
9. カタログ、ホームページなど広告物へのエコマーク表示方法	P41
表示に関するQ&A	P42

現在のマーク表示の具体例～専門家の意見は？
→運営委25-4-6(当日配布)

エコマークを使用する際は、予め定められた以下のAまたはBの表示方法に従って下さい。エコマークは、「ロゴ」(地球を手で囲むマーク、上段の「ちきゅうにやさしい」)と「環境保全上」の効果を表す文字(下段の表示)とがセットになっています。片方のみ表示することはできません。

(A. 下段の表示の場合) (B. 環境情報表示の場合)

